

# 特定非営利活動法人東御市体育協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人東御市体育協会(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東御市鞍掛177番地2に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、スポーツを振興して、市民の体力向上と、スポーツ文化の高揚を図ると共に、健康で明るく豊かな社会の建設に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、スポーツ文化の振興を図る特定非営利活動を行う。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)市民の健康と体力向上及び競技者の育成と競技力の向上を図ること
- (2)市民のスポーツ振興に関する調査・研究及び指導・普及・奨励に関すること
- (3)市民総合体育大会、各種スポーツ大会、講習会、研修会、講演会等の開催及び運営をすること
- (4)スポーツ施設の整備及び調査研究をすること
- (5)東御市等から委託されたスポーツ事業及びスポーツ施設の管理運営をすること
- (6)市民のスポーツ行事に対する協力をすること
- (7)青少年のスポーツ活動の推進を図ること
- (8)スポーツ少年団の育成をすること
- (9)スポーツ功労者の表彰をすること
- (10)各種競技大会等に出場する選手又は選手団に対する援助をすること
- (11)その他第3条の目的を達成するために必要な事業を行うこと

## 第3章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員 本会の目的に賛同して本会を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 本会の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとする個人及び団体は、会長が別に定める正会員入会申込書を会長に提出しなければならない
- 3 賛助会員として入会しようとする個人及び団体は、会長が別に定める賛助会員入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 4 会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 5 会長は、第2項及び第3項に掲げるものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき
  - (2) 会員である団体が消滅したとき、又は本人が死亡したとき
  - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
  - (4) 除名されたとき

(退会)

- 第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款等に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

- 第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

- 第13条 本会に次の役員を置く。
- |        |       |
|--------|-------|
| (1) 理事 | 40名以内 |
| (2) 監事 | 2名    |
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、5名以内を常務理事とする。

(役員選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会において推薦され、総会において決定する。
  - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
  - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

- 第15条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
  - 3 常務理事は、会長、副会長とともに常務理事会を構成し、日常の運営にあたる。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
    - (2) 本会の財産の状況を監査すること
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
    - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
    - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 3 補欠のため、又は増員よって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(顧問及び参与)

- 第19条 本会に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の推挙により会長が委嘱する。
  - 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べるることができる。

(報酬等)

- 第20条 役員は、その総数の3分1以下の範囲以内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第21条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他の職員を置き、会長が任免する。
- 2 事務局及び職員に関する事項は、理事会に諮り会長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

- 第22条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

- 第23条 本会の総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び収支決算
  - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
  - (7) 会費の額
  - (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。)  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第25条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
    - (3) 第15条5項4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

- 第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めるとき
  - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

- 第35条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
  - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 専門委員会

(専門委員会)

- 第40条 本会に専門の事項を審議し、事業を推進するため、専門委員会を設けることができる。
- 2 専門委員会は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する専門委員をもって組織する。
  - 3 専門委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第8章 スポーツ少年団

(スポーツ少年団)

- 第41条 本会に東御市スポーツ少年団本部(以下「本部」という。)を設ける。
- 2 本部について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第42条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 会費
  - (3) 補助金及び委託料
  - (4) 寄付金品
  - (5) 財産から生じる収入
  - (6) 事業に伴う収入
  - (7) その他の収入

(資産の管理)

第43条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第45条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

第49条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 本会が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散は除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、東御市に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本会の公告は、東御市第1体育館掲示板に掲示すると共に、官報に掲載して行う。

## 第12章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会は、東御市の体育スポーツを統括する団体として財団法人長野県体育協会へ加盟する。
- 3 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	小山 剛				
副会長	鶴田武夫	小林雅則			
常務理事	渡邊重一	柄澤孝雄	加藤行孝	荒井 剛	児玉 薫
理事	片 敏一	寺島國夫	細田紀一	倉 巖	荻原寿澄
	柳沢武彦	金井稔幸	宮坂武雄	掛川卓男	神津澄男
	田中和宏	和田四郎	保科勝正	加藤英人	武舎初美
	長越修一	山下勝代	堀川幸男	山浦千明	依田一雄
	中村 元	羽田秀倫	寺島知明	宮澤武正	西原日文
	井出藤男	清水正博			
監事	浅沼 充	岩下由美			

- 4 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年度通常総会の日までとする。
- 5 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 本会の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 7 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	個人	1,000円
	団体	5,000円
賛助会員	個人及び団体	1口 10,000円